

伊佐ブランド認証「米」認証要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊佐市伊佐ブランド認証要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく、米の認証基準及び審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 米 伊佐市内のほ場で生産された米をいう。
- (2) 認証米 要綱及びこの要領により、審査され認証された認証品としての米をいう。

(部会の設置)

第3条 要綱第7条の規定により、米の認証に関する品目別部会（以下「伊佐米部会」という。）を設置する。

- 2 伊佐米部会は、部会員10人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから要綱第4条に規定する委員長が指名する。
 - (1) 米穀販売者
 - (2) 生産者
 - (3) 生産者団体の代表者
 - (4) 鹿児島県始良伊佐地域振興局農政普及課伊佐市駐在技術専門員
 - (5) その他、伊佐米部会が必要とする者

4 伊佐米部会に部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

5 伊佐米部会の事務局は、伊佐市農政課に置く。

(認証品目)

第4条 この要綱において対象となる認証品目は、当該年産の玄米又は精米の状態の米とし、製品名は伊佐米又は伊佐特選米とする。

(申請者)

第5条 申請者は、伊佐市内に住所を有する米の生産者及び販売者で、個人、生産組織、農業協同組合、米穀集出荷業者及び、その他伊佐米部会が認める者とする。

2 個人以外の申請者は、生産者を統括し、生産から販売までの管理体制が明らかで、各経路で米についての責任を持つことができる者でなければならない。

(生産者及び販売者の基本姿勢)

第6条 生産者及び販売者は、消費者に信頼される生産や販売を行うとともに、安心安全で良質な米の生産や情報発信に努めるものとする。

(認証基準)

第7条 米の認証基準は、産品名ごとに次のとおり定める。

- (1) 伊佐米 別表第1のとおり
- (2) 伊佐特選米 別表第2のとおり

(認証の申請)

第8条 米の認証の申請は、要綱第9条の規定による申請書に併せて、伊佐米部会が別に定める期日までに、伊佐ブランド認証「米」申請書(様式第1号)を部会長に提出するものとする。

- 2 個人以外の申請は、伊佐ブランド認証「米」生産者一覧(様式第2号)を前項の様式第1号に併せて提出するものとする。
- 3 その他、申請に必要な事項は別に定める。

(認証の審査)

第9条 要綱第10条の規定による認証の審査は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 伊佐米部会は、提出された伊佐ブランド認証「米」申請書について産品名ごとの認証基準に基づき審査を行うものとする。
- (2) 伊佐米部会は、認証基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- (3) 伊佐米部会は、要綱第10条第3項の規定に基づき、書類審査及び現地調査の結果を、要綱第3条に規定する伊佐ブランド認証委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。

(認証の決定)

第10条 委員会は、要綱第10条の規定により認証の決定を行い、伊佐ブランド認証書を申請者に交付するものとする。

(認証の表示)

第11条 要綱第11条の規定による認証の表示は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、表示できるものとする。

- (1) 前条の認証の決定を受けた申請者(以下「受証者」という。)が認証米の包装用として調達した資材に掲載するとき。
 - (2) 受証者が伊佐ブランド認証制度の啓発及び認証米の販売促進に資する目的で、無償で配布又は公表するとき。
- 2 前項の規定において、受証者が認証米の精米・販売を受証者以外の者(以下、「第三者」という。)に委ねる場合は、伊佐米部会が伊佐ブランド認証制度の推進に寄与すると認めた第三者に限り、受証者の認証の表示を代行して行えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、伊佐米部会が適当でないと判断した場合は、受証者は、認証の表示を中止しなければならず、これに従わない場合には、委員会は受証者に対し、要綱第15条の認証の取り消しを行うことができるものとする。

(認証台帳)

第12条 伊佐米部会は、伊佐ブランド認証「米」認証台帳(様式第3号)を作成し、保管するものとする。

(認証の有効期間)

第13条 認証の有効期間は、認証日から翌年の9月30日までとし、有効期間内に出荷された認証米について認証が有効となるものとする。

(認証米の調査等)

第14条 受証者は、伊佐米部会が認証米に関する立入調査等が必要と認めた場合は、これに協力しなければならない。

2 受証者は、認証米の生産から精米の情報及び販売先、数量等を確認できる書類を整えておかなければならない。

(販売の自粛)

第15条 受証者は、認証米の品質の劣化等が生じた場合は、認証米としての販売を自粛しなければならない。

(認証米のPR等)

第16条 受証者は、認証米及び伊佐ブランド認証制度のPR等に努めるものとする。

(損失補償等の責任)

第17条 市長及び委員会は、認証に関して生じた損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

伊佐ブランド認証「伊佐米」認証基準

1 栽培に係る基準

項目	認証基準
生産者	伊佐市に住所を有する者
生産地	伊佐市内の水田で生産されたもの
品種	ヒノヒカリ、あきほなみ
農薬制限	化学合成農薬の使用成分回数18以下であること
履歴	栽培履歴が整理されていること
農産物検査	農産物検査を受検したもの

2 販売に係る基準

項目	認証基準
保管	玄米及び粳の状態での15℃未満で保管していること (ただし、大型貯蔵施設を除く)
表示	関係法令の表示基準を遵守していること
粒厚	1.85mm以上の整粒であること
精米	石抜及び色彩選別機能を有する精米設備で精米されたものであること (ただし、無人精米設備で精米されたものは不可とする)
価格	品質に見合う価格設定であること
情報管理	消費者等からの問合せに対し、迅速かつ丁寧な対応をしていること

3 認証受証者に係る基準

- ① 伊佐市のイメージ向上、地域産業の活性化を目的とした「伊佐ブランド」を理解し、地域ブランドの振興に積極的かつ主体的に貢献する姿勢があること。
- ② 品質の向上や安心・安全の確保に高い意識を持ち、「認証米」に対する責任と誠実な対応ができること。
- ③ 伊佐ブランドのPRと販売促進、消費拡大に積極的に取り組むこと。

別表 2 (第 7 条関係)

伊佐ブランド認証「伊佐特選米」認証基準

1 食味に係る基準

項 目	認証基準
食 味 値	検体の平均値が 7 5 点以上かつ最低が 7 0 点以上のものであること

- ① 市が所有する食味分析計（静岡精機 TM-3500）での測定値とする
- ② 検体は玄米とし、対象認証数量に応じた複数サンプルを無作為に抽出する

2 栽培に係る基準

伊佐ブランド認証「伊佐米」認証基準を満たすもののうち、以下に該当するもの

項 目	認証基準
農産物検査	農産物検査にて一等米と判定されたもの

3 販売に係る基準

伊佐ブランド認証「伊佐米」認証基準と同じ

4 認証受証者に係る基準

伊佐ブランド認証「伊佐米」認証基準と同じ